

令和4年第8回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和4年8月25日（木）午後1時32分から2時56分
2. 開催場所 安芸市役所 二階 会議室
3. 出席農業委員（12人）

会長	1番	内川	昭二
会長職務代理者	2番	野町	亜理
会長職務代理者	3番	大久保	暢夫
	4番	川島	一義
	6番	野村	勉
	7番	樋口	なぎさ
	8番	西岡	秀輝
	9番	有澤	節子
	10番	福本	隆憲
	12番	山内	芳幸
	13番	栗山	浩和
	14番	小松	豊喜
4. 欠席農業委員（2人）

	5番	千光士	伊勢男
	11番	面岡	大作
5. 出席農地利用最適化推進委員（7人）

伊尾木	黒岩	榮之
川北	中平	秀一
土居	入交	大輔
井ノ口	小松	昌平
畑山	小松	光正
穴内	長野	榮徳
赤野	大野	實
6. 傍聴者 なし
7. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3届出について
議案第2号	農地法第3条許可申請について
議案第3号	農地法第5条第1項許可申請について
報告第4号	農地法第18条第6項解約通知報告について

議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画
決定について
報告第 6 号 農地中間管理事業法第 18 条第 7 項の農用地
利用配分計画について
議案第 7 号 非農地証明願について
その他

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 大坪 浩久
事務局次長兼振興係長 北村 博昭
事務局農地係長 弘井 恭介

9. 会議の概要

議長 これより、本日の会議を開きます。
議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出欠状況を報告します。
定数 14 人、欠席 2 人、出席数 12 人であります。
欠席委員の 5 番千光士委員、11 番西岡委員から、所用のため欠席の届出がっております。
次に事務の概要報告をいたします。
8 月 9 日に農業者年金加入推進特別研修会が開催され、野町委員、大久保委員、北村次長がリモートで参加しました。
以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
(「異議なし」との声あり)
異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日 1 日と決定いたします。
会議規則第 21 条第 2 項の規定により、議事録署名委員に小松豊喜委員及び野町重理委員を指名いたします。
それでは、「報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 届出について」事務局が説明をいたします。

事務局（北村） 「報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 届出について」、ご説明いたします。
議案書 1 ページになります。
今回は 6 件届出が出ています。
届出番号 1 番です。
権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり西浜と黒鳥の2筆で、面積は全部で8,522㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号2番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり井ノ口の1筆で、面積は全部で231㎡です。

時効取得により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号3番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり川北の2筆で、面積は全部で7,061.54㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号4番です。

権利取得者は議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり東浜、西浜、川北、僧津の1筆で、面積は全部で4,638㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号5番です。

権利取得者は議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり西浜の1筆で、面積は全部で6.37㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

最後に、届出番号6番です。

権利取得者は議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり赤野の1筆で、面積は全部で99㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

説明は、以上です。

議 長

ただいまの「報告第1号について」、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

(質問、意見等なし)

議 長

質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、

了解いただきたいと思います。

続きまして、「議案第2号、農地法第3条許可申請について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（北村） 「議案第2号、農地法第3条許可申請について」説明いたします。

議案書は6ページです。

申請番号1番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり赤野の3筆で、登記地目は田で、面積は2,617㎡です。

売買による所有権移転の申請で、ナスの作付を予定しております。

所在地につきましては、8ページに地図がございます。

レストラン矢流の北東側にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人はナス、水稻などを栽培しています。今回の申請地は、ナスを作付けする予定がされております。

農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、ナス、水稻などを栽培し、農業を営んでおりまして、農業に従事する予定者、年間300日が4名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、下限面積要件につきましては、取得後の農地面積の合計が6,065㎡となりまして、下限面積4,000㎡を超えます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転売買でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはナスを栽培する予定がされており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考

えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

次に、申請番号2番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり赤野の1筆で、登記地目は田で、面積は429㎡です。

売買による所有権移転の申請で、野菜の作付を予定しております。

所在地につきましては、8ページに地図がございます。

国道55号線の赤野橋の北東にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は、ナス等を栽培しています。今回の申請地には、野菜を作付する予定をしており、農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

なお、今回の申請地については、写真を見てもらって分かると思いますが、現況が遊休農地でありますので、遊休農地復旧・解消計画を提出していただきました。その計画どおり作業を行い、遊休農地が解消され、来年5月ごろに野菜を作付する予定であります。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、ナス等を栽培し、農業を営んでおりまして、農業に従事する予定者、年間330日が2名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、下限面積要件につきましては、取得後の農地面積の合計が4,061㎡となりまして、下限面積4,000㎡を超えます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転売買でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には野菜を栽培する予定がされており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上

の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましても農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、1番と2番の現地確認につきましても、8月10日に野町重理委員、栗山浩和委員に確認していただきました。

次に、申請番号3番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり穴内の1筆で、登記地目は田で、面積は948㎡です。

売買による所有権移転の申請で、水稻の作付を予定しております。

所在地につきましても、9ページに地図がございます。

堆肥供給センターの南東にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましても、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましても、譲受人はピーマン、水稻を栽培しています。今回の申請地は、水稻を作付けする予定がされております。

農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましても、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましても、信託ではありませんので適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましても、譲受人は、ピーマン、水稻を栽培し、農業を営んでおられて、農業に従事する予定者、年間250日が2名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、下限面積要件につきましても、取得後の農地面積の合計が5,548㎡となりまして、下限面積4,000㎡を超えます。

次に、転貸禁止につきましても、所有権移転売買でありまして該当しません。

次に、地域との調和要件につきましても、申請地には水稻を栽培する予定がされており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上

の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、8月15日に山内芳幸委員、長野榮徳委員に確認していただきました。

申請番号4番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり井ノ口の1筆で、登記地目は畑で、面積は757㎡です。

売買による所有権移転の申請で、ユズの作付を予定しております。

所在地につきましては、9ページに地図がございます。

沢ノ平橋の東側から500mほど登ったところにある農地です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人はユズ、水稻などを栽培しています。今回の申請地は、ユズを作付けする予定がされております。

農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、ユズ、水稻などを栽培し、農業を営んでおられて、農業に従事する予定者、年間300日が1名、250日が1名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、下限面積要件につきましては、取得後の農地面積の合計が12,110㎡となりまして、下限面積4,000㎡を超えます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転売買でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはユズを栽培する予定がされており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上

の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、8月12日に大久保暢夫委員、小松昌平委員に確認していただきました。

最後に、申請番号5番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり土居の2筆で、登記地目は畑で、面積は350㎡です。

売買による所有権移転の申請で、野菜の作付を予定しております。

所在地につきましては、10ページに地図がございます。

土居公民館の北東にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は、ナス、水稻などを栽培しています。今回の申請地には、野菜を作付する予定をしており、農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

なお、今回の申請地については、写真を見てもらって分かると思いますが、現況が遊休農地でありますので、遊休農地復旧・解消計画を提出していただきました。その計画どおり秋ごろから復旧作業を行う予定です。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、ナス、水稻などを栽培し、農業を営んでおりまして、農業に従事する予定者、年間330日が2名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、下限面積要件につきましては、取得後の農地面積の合計が7,742㎡となりまして、下限面積4,000㎡を超えます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転売買でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には野菜を栽培する予定がされており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地確認につきましては、8月15日に福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を申請番号1番と2番は野町亜理委員、申請番号3番は山内芳幸夫委員、申請番号4番は大久保暢夫委員、申請番号5番は福本隆憲委員、お願いします。

2番野町委員 申請番号1番と2番です。8月10日に3人で現地を確認してきました。写真と説明のとおりです。

12番山内委員 申請番号3番は、15日に確認してきました。説明のとおりです。

3番大久保委員 4番です。12日に現地確認してきました。説明のとおりです。

10番福本委員 5番です。15日に現地確認をしてきました。説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

14番小松豊喜委員 4番やけど、写真で見たら藪に見えるけど。ゆの酢あった。

3番大久保委員 やぶで、中にゆの酢がある可能性がある。開けてゆの酢を植えるがやき。管理をようせんので、隣の人に譲るがやき。たぶん、切ったらあると思う。

8番樋口委員 2番、有償とあるが、金額が入っていないが。

事務局（北村） その金額の件、代理人に確認しました。その時点では、交渉中とのことで、平米当たり2,000円が相場だそうで、その辺りで購入するように話し合われているとのことでした。

議長 別にないようですので、採決をいたします。

「議案第2号、農地法第3条許可申請について」は原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長 全員賛成です。

よって、「議案第2号、農地法第3条許可申請につい

て」は原案どおり認め、許可することに決定しました。

続きまして、「議案第3号、農地法第5条第1項許可申請について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（弘井）

「議案第3号、5条申請について」説明いたします。

今回は4件の申請が提出されております。

議案書は、11ページをご覧ください。

申請番号1番。譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は田、面積は209㎡で、転用目的は墓地の建築です。

場所は、13ページに地図を掲載しています。

併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

ごめんなはり線穴内駅の北にある階段を上ったところにある農地です。

現地確認は、8月15日に山内芳幸委員、長野榮徳委員にさせていただいております。

次に、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第2種農地にあたりと判断しています。理由は、ごめんなはり線穴内駅から500m以内の距離にある農地であるためです。

続きまして、2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は、一般国道55号南国安芸道路の計画により、既存墓地の移転を求められたため、移転先を探していました。その際、知人である譲渡人の所有する農地が同事業により買収され不整形となり耕作には不便なうえ用途も限られることになったのを知り、既存墓地及び自宅に近く管理も容易であるため、譲り受けることとしたもので、他に適した用地が無いとのことで、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、預金通帳の写しを確認し、問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、墓地用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は道路用地、南側は保安林、西側は水路を挟んで同意のあ

る農地、東側も同意のある農地です。排水については、生活排水の発生する施設はなく、雨水は自然浸透させる計画であります。これらのことから、転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、「転用計画は許可相当である」と判断しています。

次に、申請番号2番です。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりです。地目は畑、面積は109㎡で、転用目的は個人住宅の建築です。

場所は14ページに地図を掲載しています。

併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

場所は、大元神社の西にある農地です。

現地確認は8月10日に野町亜理委員、栗山浩和委員にいただきました。

次に別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第3種農地にあたりと判断しています。理由は、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えている区域内的の農地であるためです。

続きまして、2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は現在、実家で本人及び子ども2人で生活しているが、子どもの成長に伴い手狭になってきたため、実家の近くに住宅を建てることのできる用地を探していました。その際、親族の所有する申請地及び西側の一体利用地を見つけ、買い受けを希望したところ譲ってもらえることとなったもので、申請地は実家に近く、子どもの面倒を見てもらう等、便利であるため選定したものです。他に適した用地が無いとのことで、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、預金通帳及び融資証明書の写しを確認し、問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出

されており、個人住宅用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は宅地及び同意のある農地、南側は道路を挟んで宅地及び同意のある農地、東側は道路を挟んで宅地、西側は一体利用地です。生活排水は一体利用地西側の赤野地区集落排水へ接続、雨水は西側の市道側溝へ排水する計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、「転用計画は許可相当である」と判断しています。

次に、申請番号3番です。

貸人、借人、申請地は議案書に記載のとおりです。登記地目は宅地ですが、現況地目は畑になっております。面積は317.35㎡で、転用目的は個人住宅の建築です。

場所は15ページに地図を掲載しています。

併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

場所は、大山岬公園の東、内川青果集荷場の北側にある農地です。

現地確認は8月10日に内川昭二会長、黒岩榮之委員にいただきました。

次に、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地にあたりと判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして、2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、借人は現在、香川県に住んでいますが、来年、安芸市にUターンすることとなりました。実家に住むことも検討しましたが、実家は海が近く津波被害が想定されるため、高台に住宅を建築したいと考え探していましたが、適当な土地が見つかりませんでした。申請地は、父親の所有地で高台にあるため選定したもので、他に適した用地が無いとのことで、当該申請地を申請することが

やむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、融資関係書類を確認し、問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、個人住宅用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は宅地及び貸人所有の農地、南側は道路を挟んで宅地、東側は同意のある農地、西側は宅地です。生活排水は浄化槽で処理後、南側市道側溝へ、雨水は南側側溝へ排水、芝生敷き部分については自然浸透する計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、「転用計画は許可相当である」と判断しています。

次に、申請番号4番です。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりです。地目は田、面積は2,419㎡で、転用目的は集合住宅の建築です。場所は、16ページに地図を掲載しています。

併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

場所は、県営宝永団地の東約20mにある農地となっております。現地確認は、8月9日に野村勉委員、渡辺禎宏委員にさせていただいております。

次に、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第2種農地にあたると判断しています。理由は、ごめんなはり線あき総合病院前駅から500m以内の距離にある農地であるためです。

続きまして、2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は、高知県内中央で不動産賃貸業をしているが、この度、東部地域でも業務の拡大を図りたいと考えていました。その時、申請地に集合

住宅を建築しないかとの話があり、検討した結果、申請地は国道55号線の北側で周囲には高知県立あき総合病院、安芸中学校、各種会社、事務所、民家等が混在する地域で、集合住宅建築に最適であると判断し選定したものです。他に適した用地が無いとのことで、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、融資関係種類を確認し、問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、集合住宅用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は市道を挟んで同意のある農地、南側は市道を挟んで宅地、東側は宅地、西側は同意のある農地です。

生活雑排水は、3棟とも敷地内に埋設する下水道管から申請地南側の安芸市管理の下水道管に接続します。敷地内の雨水については、建物東の自由勾配側溝から安芸市管理の水路へ、西及び南側はU字溝及び雨水柵を經由し、申請地南の市道側溝へ、北側は排水管を經由し県管理の水路へ排水する計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断しています。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地は、都市計画区域内で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、「転用計画は許可相当である」と判断しています。

説明は、以上です。

議 長

現地確認委員の報告を、申請番号1番は山内芳幸委員、申請番号2番は野町重理委員、申請番号4番は野村勉委員、お願いします。

申請番号3番は、私が報告します。

12番山内委員

申請番号1番は、先ほどの説明のとおりです。

2番野町委員

申請番号2番です。8月10日に現地を確認してきました。写真と説明のとおりです。

6番野村委員

申請番号4番です。現地確認してきました。先ほどの説

明のとおりです。

1 番内川委員 申請番号3番、事務局と黒岩さんに行ってきました。間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

中平秀一推進委員 4番ですけど。集合住宅が最近結構建っているが、農業委員会としては仕方ないと、農地が無くなっても仕方がないということになるんですか。

事務局（弘井） 集合住宅は、どこにでも建つものではなくて。1種農地では、まず建ちません。1種農地以外でしたら、法律上建てられないことはないんです。安芸市のまちづくりの中で、農用地とか、1種農地とかの中に建てることはできないんですが、そこから外れると建てることができ、規制をする理由がなかなかないというのが現実です。

農用地とか、1種農地とか、安芸市の中で守るべき農地には建たないような法律があるんですが、それ以外は申請があつて、その申請に不備が無かったら認めざるを得ないという形になります。

すみません。議案書と説明書に作成誤りがありまして、議案第3号の3番の譲渡人が「●●●」さんとなっていますが、今年4月以降に登記の変更があつたようで、正しくは調査書にある「●●●●」さんが正しいので、すみませんが訂正をお願いします。住所も「下山●●●●番●」です。

住所が「下山●●●●番●」、名前が「●●●●●」です。

議長 別にないようですので、採決いたします。

「議案第3号、農地法第5条第1項許可申請について」は、原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長 全員賛成です。

よって、「議案第3号、農地法第5条第1項許可申請について」は原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

続きまして、「報告第4号、農地法第18条第6項解約通知報告について」を議題とし、事務局が説明をいたします

事務局（北村） 議案は、17ページになります。

説明に入ります前に、17ページに誤りがありましたので、訂正をお願いします。

訂正の場所は、左側の下に、筆数の合計がございます。そこに「田9筆」「計9筆」とありますが、いずれも正しくは「6筆」です。

（発言する者あり）

「田6筆」、「計6筆」に訂正をお願いします。

それでは、「報告第4号、農地法第18条第6項解約通知報告について」説明いたします。

届出番号1番です。

賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで伊尾木の6筆です。地目は田で、面積は2,900㎡となっております。

当初は平成26年5月1日から20年間の賃借権が設定されていましたが、双方の合意により解約の通知が提出されたものです。

この後、議案第5号のほうで、2つのハウスがここにあるんですが、それぞれが利用権を設定する議案が次に提案されております。その関連の議案となります。

以上で、説明を終わります。

議長 ただいまの「報告第4号について」、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

（質問、意見等 なし）

議長 質問、意見等が無いようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、「議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（北村） 「議案5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」説明いたします。

議案書は、18ページからになります。

申請番号1番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地3筆で、地目は田で、面積は2,832㎡です。

ナスと水稻を栽培しており、貸借期間は3年間で、賃借料は、ハウスの部分は10アール当たり米6俵代、ハウス以外の部分は10アール当たり米1俵代の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、20ページに地図がございます。

市道安芸伊尾木線沿いの直販所どんぐりの北側にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号2番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の農地4筆で、地目は田で、面積は3,213㎡です。

ユズを作付する予定をしており、貸借期間は10年間で、賃借料は無償の条件で使用貸借権を新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、20ページに地図がございます。

井ノ口郵便局の北西側にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号3番と申請番号4番です。

関連しますので、まとめて説明させていただきます。

それぞれの貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり伊尾木の農地です。

先ほどの報告第4号で合意解約した伊尾木の農地6筆に、ハウスが2棟あり、それぞれの賃借人が利用権を設定するものです。

そのうち、申請番号3番が東側のハウスで、地目は田、面積が1,375㎡です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は20年間で、賃借料は10アール当たり米6俵代の条件で新規設定する計画です。

次に、申請番号4番が西側のハウスで、地目は田、面積が1,525㎡です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は5年間で、賃借料は10アール当たり米6俵代の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、21ページに地図がございます。

有ノ木橋の南東側にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現地につきましては、申請番号1番は福本隆憲委員、入交大輔委員に、申請番号2番は、大久保暢夫委員、小松昌平委員に、申請番号3番と4番は、内川昭二会長、黒岩榮之委員に確認していただいております。

説明は、以上です。

議長

現地確認委員の報告を、申請番号1番は入交大輔委員、申請番号2番は小松昌平委員、申請番号3番と4番は黒岩榮之委員、お願いします。

入交推進委員

申請番号1番です。8月15日に現地確認してきました。説明のとおりです。

小松昌平推進委員

申請番号2番、現地確認してきました。説明のとおりです。

黒岩推進委員

申請番号3番と4番です。先日現地確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

議長

それでは審議をお願いします。

小松昌平推進委員

ちょっと教えてくれる。3番と4番、これは別れたのは分かるけど、4番は（面積の欄が）カラになっているが。

事務局（北村）

3番の方が元の借受人で、ハウス2棟作られてました。そのうちの1棟を御自分が引き続き作ると、4番は一緒に作っておられた方が独立してハウス1棟を借りられるということで。この方は、今まで直接利用権を持っていなかった方が1棟借りて作られると。

小松昌平推進委員

それは分かるけど、（議案書の）数字が合わんようになりやあせん。

事務局（北村）

議案書は、現在の状態が表示されていて、今回の計画が決定されれば、それぞれが入ってくるようになります。

議案書の形態としては、そういう形になります。

小松昌平推進委員

分かるがやけど。農地の取得なんかで、気を付けんといかん場合があるがやないかと思う。

（発言する者あり）

事務局（弘井）

現在、4番の借受人に面積が入っていないのは議決前だから入っていないのか。でも、議決後の形が何らか見えないといけないのではということ言われいかなど。

これは、利用しているシステムの表示の仕方ですので。

（発言する者あり）

事務局（弘井）

今は議決前の状態が出ていると思うので、新規就農の

人はゼロ、議決があつてシステムに反映させれば、数字が入ってくる。もし、この方が次にまた出てくれば、その時は数字が入ったもので出てくるということかなと思います。

事務局（北村）

今の状態では、利用権を分ける前なので、3番の方の借入面積、経営面積に含まれているが、この議案が議決された後には、3番の方は減って、4番の方は増えるという形に反映される形になります。

今の段階は、その前段階の表示となっています。

議長

それでいいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、採決いたします。

「議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」は、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長

賛成全員です。

よって、「議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、「報告第6号、農地中間管理事業法第18条第7項の農用地利用配分計画について」、事務局が説明をいたします。

事務局（北村）

「報告第6号、農地中間管理事業法第18条第7項の農用地利用配分計画について」説明いたします。

議案書は、22ページになります。

貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり川北の農地1筆で、地目は田で、面積は4,532㎡です。

施設野菜を作付する予定で、貸借期間は約15年間で、賃借料は10アール当たり67,520円の条件で新規設定する計画です。

この件につきましては、6月の定例会で議案として、農地中間管理機構である高知県農業公社に貸し付けることをご審議いただき、ご承認いただきました。このたび、高知県知事から賃借人が決定したことの通知が7月29日に届きましたので、報告するものです。

説明は、以上です。

議長

ただいまの「報告第6号について」、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

(質問、意見等なし)

議長

質問、意見等が無いようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、「議案第7号、非農地証明願について」を議題とし、事務局が説明いたします。

なお、関係者となります野村委員は退席をお願いします。

(野村委員退席)

事務局(弘井)

「議案第7号、非農地証明願」を説明いたします。

議案書は23ページです。

今回は1件の申請がでております。

申請番号1番、申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は田、面積は168㎡となっております。

所在地の地図は、24ページに掲載しております。不動産集会所の南東にある土地で、現在は倉庫が建っております。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

現地は昭和51年に倉庫を新築し、現在に至ります。現地の状況及び名寄帳を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

現地につきましては、8月10日に内川昭二会長、西岡秀輝委員、黒岩榮之委員に確認していただきました。

説明は、以上です。

議長

8番西岡秀輝委員

議長

現地確認委員の報告を西岡秀輝委員、お願いします。

現地確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

それでは審議をお願いします。

別になければ、採決いたします。

「議案第7号、非農地証明願について」は、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

賛成全員です。

よって、「議案第7号、非農地証明願について」は、申請どおり認定することに決定いたしました。

議長

野村委員を呼んできてください。

(野村委員着席)

議長

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、「その他」の件について、事務局から説明いたします。

事務局（北村）

次回の定例会の予定です。

次回の定例会は、9月27日火曜日の予定です。よろしくお願ひします。

事務局（弘井）

すいません。毎月言ってますが、委員の活動記録です。県の申請の関係から9月中までの分の実績を報告しないとイケないので、来月の定例会のときにできればお持ちいただければと思います。

何度も言っていますが、月に6日以上、できれば8日活動していただけたらということで、農地パトロールが一番と思いますが。書き方とか分からないということであれば、寄っていただいたら一緒に作りたと思いますので、よろしくお願ひします。

議長

以上で、本日の定例会の日程は全部終了いたしました。

この議事録は事実と相違ないので、農業委員会会議規則第21条第2項の規定により署名する。

令和4年9月27日

安芸市農業委員会
会 長

会議録署名委員

会議録署名委員